

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
<p>箕面高等学校</p>	<p>婦人科検診（乳がん・子宮がん検診）のためこれに要する時間として、当該検診日の午後3時から午後4時55分まで職務専念義務の免除（以下「職免」という。）を受けていたが、退勤時刻が午後12時40分となっており（休憩時間：午後12時30分から午後1時15分まで）、勤務を要する時間である午後1時15分から職免開始の午後3時までの1時間45分が欠勤の状態となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="471 695 1377 877"> <thead> <tr> <th>休憩時間</th> <th>勤務を要する時間 (欠勤となっていた時間)</th> <th>職免の取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12:30~13:15 (退勤時刻 12:40)</td> <td>1時間 45分</td> <td>15:00~16:55</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】 検出事項の対象日の勤務実態（出勤簿の状況）</p> <table border="1" data-bbox="442 1035 1418 1247"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th colspan="2">勤務時間</th> <th colspan="2">出退勤の状況</th> <th colspan="2">職免の取得時間</th> </tr> <tr> <th>定時開始</th> <th>定時終了</th> <th>出勤打刻</th> <th>退勤打刻</th> <th>開始</th> <th>終了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>8:25</td> <td>16:55</td> <td rowspan="2">8:22</td> <td rowspan="2">12:40</td> <td rowspan="2">15:00</td> <td rowspan="2">16:55</td> </tr> <tr> <td colspan="2">休憩時間 12:30~13:15</td> </tr> </tbody> </table>	休憩時間	勤務を要する時間 (欠勤となっていた時間)	職免の取得時間	12:30~13:15 (退勤時刻 12:40)	1時間 45分	15:00~16:55	職員	勤務時間		出退勤の状況		職免の取得時間		定時開始	定時終了	出勤打刻	退勤打刻	開始	終了	A	8:25	16:55	8:22	12:40	15:00	16:55	休憩時間 12:30~13:15		<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) ニ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版） 第7章 サービス 7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく） ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1537 1570 2418 1801"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診		<p>職免に要する時間を精査し、午後2時15分から午後4時55分までに修正するとともに、勤務を要する午後1時15分から午後2時15分までを年次休暇として遡及処理を行った。</p> <p>検出事項の原因は、職免の制度についての理解不足によるものであることから、職免の時間入力について、教職員への注意喚起を徹底した。今後の承認の際には、管理職を含む複数人での確認作業を行う。</p>
休憩時間	勤務を要する時間 (欠勤となっていた時間)	職免の取得時間																																					
12:30~13:15 (退勤時刻 12:40)	1時間 45分	15:00~16:55																																					
職員	勤務時間		出退勤の状況		職免の取得時間																																		
	定時開始	定時終了	出勤打刻	退勤打刻	開始	終了																																	
A	8:25	16:55	8:22	12:40	15:00	16:55																																	
	休憩時間 12:30~13:15																																						
根拠	条文	具体例	備考																																				
条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、 大腸検診																																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）